

令和6年5月

各町会長 様

令和6年度 豊島区ボランティア指導者救済保険のご案内

本年度の「豊島区ボランティア指導者救済保険」のご案内を申し上げます。
ご加入にあたりましては、例年どおり添付の申請書に必要事項を記入のうえ、
提出をお願いいたします。

《申 請 方 法》

1. 提出するもの

- 添付の「ボランティア指導者救済保険 被補償者認定申請書兼通知書」
- 申請書中、「2. 被補償者として認定を受ける指導者」欄に役員名を書き
きれない場合は、添付の別紙用紙「ボランティア指導者救済保険 被補償者
名簿」にご記入のうえ、申請書に添付してください。

2. 申込期限及び提出先

令和6年6月14日（金）までに区民活動推進課地域振興グループにご提出
いただきますようお願いします。

※期限厳守でお願いします。

《担当・問い合わせ先》
区民部 区民活動推進課 地域振興グループ
TEL 3 9 8 1 - 0 4 7 9

***万が一事故がおきてしまったら、至急下記に連絡をしてください。**

区民活動推進課地域振興グループ 電話（３９８１）０４７９

または 総務部総務課総務グループ 電話（３９８１）４４５１

「ボランティア指導者救済保険」とは

1. 保険の対象

青少年が健全に育つように、スポーツやレジャーを通じて指導していく活動や、高齢者や体の不自由な人達に対して援助したり社会に参加する喜びや生きがいを共に分かち合おうとする活動など、区政と関連のある地域貢献活動を、幅広く対象にしています。

ただし、本保険の対象となるのは、地域活動団体（ボランティア団体）等の“指導者”として活動中の事故に限られます。（地域貢献活動の“参加者”として活動中の事故は、対象となりません。）詳しくは以下をお読みください。

対象となる活動（例）

- ・ **子ども会活動や青少年スポーツの指導**
- ・ **高齢者クラブによるゲートボール大会等の援助活動**
- ・ **体の不自由な子ども達との交流クリスマス会**
- ・ **病弱者への訪問家事援助活動** 等、いろいろな活動があてはまります。

＝ “地域貢献活動” とは？ ＝

地域活動団体等の行事及び技術や労働力を無報酬（実費弁償は除く）で提供し、豊島区民の福祉を増進する目的をもった公益性のある直接的活動で次に掲げるもの

ただし、学校管理下、職業行為、政治的・宗教的、営利的目的をもって行うものを除く。

- ア 青少年及び児童等の健全育成活動
- イ 高齢者及び心身障害者等に対する社会福祉活動
- ウ スポーツ指導等の社会教育活動
- エ 住民福祉向上のための地域振興活動
- オ 前各号のほか、区長が特に必要と認める活動

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（1）より引用】

対象となるために必要なこと

- ① 「ボランティア指導者救済保険 被補償者認定申請書 兼 通知書」を提出していること。
- ② 上記①の申請書に、指導者として名前が記載されていること。
- ③ 地域貢献活動と認められる活動であること。（上記の枠内を参照）

④ 指導者として活動中の事故であること。

※参加者として活動中の事故については、対象となりません。

詳しくは3ページの「指導者の定義」をご覧ください。

2. 保険の内容

Ⅰ. 賠償責任保険

賠償責任保険とは、

「偶然起きた事故についての法律上の賠償責任を負担する事によって受ける損害を

あな埋めする保険」です。

(例)

- ・体の不自由な子供たちと交流キャンプを開いていたが、会場の下見が不十分で、危険な川で遊ばせてしまい、子どもがおぼれて死亡してしまった。
- ・高齢者の訪問看護指導中に、ストーブを蹴飛ばして火事を起こし、家を全焼させてしまった。
- ・子ども会のソフトボール練習中、指導者がノックしたボールが近所の家に飛び込み、窓ガラスを割って家人にケガをさせてしまった。

このような地域貢献活動中の過失により、他人の身体や物に損害を与えたことについて、加害者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、それによって受ける損害を肩代わりするのが、この「賠償責任保険」です。

＝ “損害賠償責任保険” とは？ ＝

指導者の管理監督、指導・誘導等の過失により生じた偶発的な事故（以下「事故」という）による他人の身体の障害（障害に起因する死亡、後遺障害を含む。）又は他人の財物の滅失・毀損若しくは汚損（以下「損壊」という）について、団体又は指導者が、法律上の賠償責任を負担することによって被る財産上の損害を補填する保険

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（4）アより引用】

保険金額は以下の通りです。

	事故種別	保険金額
賠償責任保険	対人事故（身体傷害事故）	1事故につき 1億円まで
	対物事故（財物損壊事故）	
	対物事故（保管財物損壊事故）	1事故につき 300万円まで

次のような場合は、保険の対象になりません。

- ・損害発生が、戦争や労働争議、政変などによる場合
- ・損害発生が、地震や津波、洪水などの天災による場合
- ・損害発生が、故意による場合
- ・損害発生が、指導者の所有・管理する自動車や飼い犬等による場合
- ・損害発生が、施設の建設や改修、修理などによる場合
- ・損害発生時、山岳登山やダイビング等、危険性の高い行為を行っていた場合
- ・指導者の同居の親族に対する賠償の場合（上のいずれの場合にも当てはまらない場合を含む）

II. 傷害保険

活動中の地域活動団体等の*指導者が、活動に原因のある偶然で、急激な外来の事故によりケガをしたり、亡くなられた場合の保険です。

“傷害保険”とは

地域貢献活動の遂行に起因する急激かつ偶然な外来の事由（熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を含む。）により指導者本人の身体に被った損害に対して支払われる保険

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（4）イより引用】

*指導者の定義

“指導者”とは

団体において地域貢献活動の計画立案及び運営上の指導的かつ責任的地位にある者、又はこれに準ずる者で区長が認定する者。

【豊島区ボランティア指導者救済保険取扱要綱 第2条（3）より引用】

（注）指導者以外の参加者等は、この保険の対象ではありません。

指導者以外の方には、この保険とは別に「行事保険」「傷害保険」等をかけないと、指導者に賠償責任がある場合以外、補償がありません。

保険金額は以下の通りです。

	事故種別	保険金額
傷 害 保 険	死亡保険金	1名につき 500万円まで *事故発生当日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
	後遺傷害保険金	後遺傷害の程度により死亡保険金の3/100~100/100まで *事故発生当日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺傷害が生じたとき
	入院保険金	1名につき 3000円/日 *事故発生当日から180日までの期間の入院を限度とする。
	通院保険金	1名につき 2000円/日 *事故発生当日から180日までの期間の通院日数分（ただし、最大90日分まで）
	手術保険金 入院して所定の手術を受けたとき。	入院補償の日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍又は40倍）を乗じて得た額 *入院補償が支払われる場合のみ支払の対象となる。

必ず医師による診断、治療を受けてください。

医師以外の治療を受けると、保険が適用されない場合があります。

次のような場合は、保険の対象になりません。

- ・傷害発生が、戦争や労働争議、政変などによる場合
- ・傷害発生が、地震や津波、洪水などの天災による場合
- ・傷害発生が、故意による場合
- ・傷害発生が、脳疾患や脳の疾病・心神喪失等による場合
- ・傷害発生時、山岳登山やダイビング等、危険性の高い行為を行っていた場合
- ・傷害の内容が、他覚症状のない頸部症候群（むちうち症）や腰痛の場合

3. 保険期間

令和6年7月1日 午後4時 ～ 令和7年7月1日 午後4時

4. 保険料

全額豊島区が負担します。 団体や指導者の方の負担はありません。

ボランティア指導者救済保険 被補償者認定申請書 兼 通知書

申請年月日 年 月 日

団 体	名 称	
	所在地	
代表者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	

豊 島 区 長 殿

ボランティア指導者救済保険の被補償者に認定されたく、下記のとおり申請します。

記

1. 団体の活動目的（○で囲む）

- (1) 青少年及び児童等の健全育成活動

(2) 高齢者及び心身障害者等に対する社会福祉活動

(3) スポーツ振興等の社会教育活動
- (4) 住民福祉向上のための地域振興活動

(5) その他（活動内容を記入）
-

2. 被補償者として認定を受ける指導者

役員（指導者）数 人

	役職名	氏名	住所		役職名	氏名	住所
1				6			
2				7			
3				8			
4				9			
5				10			

☐別紙あり

3. 他の賠償責任保険加入の有無

有 ・ 無 （有の場合のみ） 保険の名称 保険会社名

4. 年間地域貢献活動行事予定表（7月1日～翌年7月1日まで）

日程	活動内容	場所	参加者数	指導者数

総務課記入欄

上記申請のとおり被補償者として認定いたします。

令和 6年 7月 1日

豊島区長 高際 みゆき

【別紙】ボランティア指導者救済保険 被補償者名簿

団体名称	
代表者氏名	

指導者数 人

	役職名	氏名	住所
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			